

「(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案」に対して寄せられた御意見と旭川市教育委員会の考え方

○意見提出手続の期間：令和5年2月18日(土)～令和5年3月19日(日)

○意見提出者：27人，0団体

※御意見につきましては，原文のとおりとしておりますが，一部読みやすくするため修正等を行っています。

また，個人情報や個別の事案に関する表現については，削除しております。

受付 番号	御意見	旭川市教育委員会の考え方
1	<p>本防止条例骨子案は，それぞれの関係機関，団体，保護者，地域等が網羅されており，これでよいと考える。いじめは絶対許されるものではないので，我々の意識改革が重要である。いじめなのか，悪ふざけなのか，初期段階での対応が重要である。是非，本条例が制定される事を願っている。</p>	<p>いじめの防止等に家庭，地域，関係機関等と連携して取り組むことができるよう，条例の目的や基本理念等の普及啓発に努めてまいります。</p>
2	<p>利害関係による忖度をなくす。忖度がネックとなり，事実を隠してしまう事を，子どもが学習して同じ事がくり返されていく。「生徒の心構え」で，誰が，どのように指導していくのか，具体的に示す。「いじめが人権侵害であり，決して行ってはいけない」この事を事例を使って示す。「連携」ということばが，あらゆる項目で使われているので，この必要性について非常に重要なことであると考えます。そこで，この連携が出来ていなかったのは，どのような理由からか精査する。そして，具体的に連携方法を示す。</p>	<p>児童生徒の人権意識を高める指導や，関係機関等の連携に関する具体的な取組については，各学校において「生命(いのち)の安全教育」や「いじめから人権を守る教育」等を実施しており，令和5年度からは新たにCAPあさひかわと連携した人権教育プログラムによるワークショップ等を実施します。これらの取組については，今後改定を行う旭川市いじめ防止基本方針にも反映してまいります。</p>
3	<p>いじめの防止等の対策は，全ての児童生徒がいじめを行わず，また，他の児童生徒に対して行われるいじめを知っているのを見て見ぬふりをせず，いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため，児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行わなければならない。市は，いじめから児童生徒の生命と尊厳を守り，地域社会全体でいじめの防止等の取組を推進するために必要な広報その他の啓発を行わなければならない。市立学校は，市が実施するいじめの防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。保護者は，市及び学校が行ういじめの防止等の対策に協力するよう努めなければならない。児童生徒は，互いの人権を尊重し，他者と思いやりを持って接するよう努めるものとする。市民等は，児童生徒に対する見守り，声かけ等を行うなど，子どもと触れ合う機会を大切にするとともに，児童生徒の生命と尊厳が守られ，児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。市は，いじめ防止基本方針を策定し，又は変更したときは，速やかにこれを公表するものとする。市立学校は，学</p>	<p>御意見については，本条例骨子案と概ね同様の内容であり，同案に御賛同いただいたものと考えております。</p>

	<p>校いじめ防止基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、保護者及び市民等の理解及び協力を得るよう努めるものとする。市は、市立学校におけるいじめの防止等のため、人材の確保その他必要な措置に努める。市は、いじめを受けた児童生徒の生命と尊厳を守るため、当該児童生徒とその保護者に寄り添い、いじめの早期解決に向けた必要な支援を行う。</p>	
4	<p>いじめの防止等の対策は、いじめが児童生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、学ぶことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行われなければならない。市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該学校におけるいじめ防止等の対策のための組織において、適切かつ迅速に対処しなければならない。保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。児童生徒は、いじめが人権侵害であり決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止の活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。市民等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合、速やかに市、学校又は関係機関に相談、通報等を行うよう努めるものとする。市は、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて市いじめ防止基本方針の見直しを行い、変更するものとする。市立学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、保護者及び市民等の理解及び協力を得るよう努めるものとする。市は、市立学校におけるいじめ防止等のため、人材の確保その他必要な措置に努める。市は、いじめを受けた児童生徒の生命と尊厳を守るため、当該児童生徒とその保護者に寄り添い、いじめの早期解決に向けた必要な支援を行う。市長は、相談、通報等を受けたいじめ（いじめの疑いがあると認めるものを含む。）について、その事実確認及び問題解決を図るために必要な調査、調整等を行うことができる。</p>	<p>御意見については、本条例骨子案と概ね同様の内容であり、同案に御賛同いただいたものと考えております。</p>
5	<p>旭川において発生した2年前の女子中学生の死亡事件が、マスコミに大きく取り上げられたことを受けて、調査委員会を設置しての調査や更に学識経験者などによる調査を行うなど非常に神経質になっているように見受けられる。</p> <p>事の真相はいじめがあり、その結果雪山の中で死亡していたのが発見されたとの事であるが、我々はマスコミからの情報しか知り得ませんが、新しい市長になってから市や教育委員会や調査委員会などの情報を得ることが出来たもので、当時の様子については、概ねそのとおりであろうと思っていたが、マスコミでは生徒の親からの聞き取りが不足していたことや、最近になって当時の校長なるものが真実はいじめではなかったことのような内容を発表したことで、調査委員会の調査が不足であったことが推測される。</p>	<p>条例の制定後、条例に関する学習の実施や児童生徒向けのリーフレットの配付などを通して、いじめが人権侵害であり決して行ってはならないこと等について啓発するとともに、家庭、地域、関係機関と連携して条例の実効性を高めるよう取り組んでまいります。</p>

	<p>そもそもいじめ問題が発生していて、当事者からの聞き取り調査が進めばその時点で何らかの対策がなされた事であろうし、また、いじめを超える事案であれば司直へ連絡して措置をゆだねたであろうことが推察できることから、どうも事後の措置が不適切だったのではないかと思います。</p> <p>いずれにしてもいじめの問題は、解決が難しいことであり、いじめる側は当然悪とされるが、いじめられる側にも原因となるものがあると思われるので解決が長期化したり、うやむやのうちに解決に至らない場合もあると思われます。</p> <p>結果条例を制定して各学校などにおけるいじめ問題を根本的に解決し排除していこうとするには賛成であります。条例骨子を見ると大変よくできていると思いますが、文章や表現がいかに優れていても適正に執行されるかどうかについては、発生事案の軽重や内容などにより多少の差異があることが考えられます。</p> <p>教育委員会や学校関係者・保護者・児童生徒に加えて地域住民や関係団体の理解と協力が不可欠になってくると思います。</p> <p>これらのことを踏まえて、私達地域住民も行政に全てを任せることなく、学校や近所に住む児童生徒に関心を寄せて、いじめ問題などが起きないように問題意識を持って、見守り活動などを強化していくことが大切であると決意を新たにしています。</p>	
6	<p>失礼な言い方をまずお詫びします。</p> <p>私は2回教育委員会に嫌な思いをした母です。今回いじめについてクローズアップされていますが、それだけでしょうか？根本が変わらなければ何も変わらないんじゃないですか？臭い物にはフタ、都合の悪いことは互いに押し付ける。私は13年前から何も変わっていないと思っています。誰かが亡くならないと動かない、亡くなくてもなお押し付けあい。見ていて見苦しい。大人が変わらないのに子供はかわれませぬ。教育委員会が変わること、真摯に向き合うことからじゃないですか？天下り先を子供の教育の場にしないでください。学校で頑張ってる先生方は沢山います。それを統括しているのが、あなた方ですか？それでいいんですか？亡くなったからではないんです。生きていても沢山傷ついています。子供も親も。</p>	<p>不快な思いをされたことについてお詫びいたします。御意見について、真摯に受け止めるとともに、子どもが安心して生活し学ぶことができるよう、いじめ対策に取り組んでまいります。</p>
7	<p>始めに、私の意見が少しでもお役に立つことを切に願い、投かんいたします。</p> <p>まず、前文の重大事案の下りにつきまして。記載の事件が「初めて市が認知又は対応した公式の対応」というだけであり、旭川市で起きた初めてのいじめですと受け取れるのは私だけではないと思います。氷山の一角である人間関係の精神発達上におけるいじめ問題は、大なり小なり発生しているものであり、子どもの健やかな成長を促す上で障害になるものです。この条例案は、そういった子どもたちのサポートや生命を脅かす重大事案の発生の防止を目的としているはずで、冒頭の件で旭川市は気づきましたというような記載は、それ以前の関心の無さを述べているように受け取れます。</p>	<p>前文については、御意見を踏まえ、誤解を招くことのないよう検討いたします。</p> <p>また、いじめの未然防止については、児童生徒に思いやりの心や他者を認める心を育むことや、いじめを理解し、いじめの防止に向けた主体者としての意識を高めることが重要であると考えております。これまでも取り組んでいる「いじめ・非行防止強調月間」の設定や「生活・学習A</p>

	<p>続きまして、いじめ防止の基本方針につきまして意見を述べます。いじめは児童の人間関係です。どのように市がガイドラインを構築しても、外枠の対応になります。現場に近い私立学校の対策に重点をおき、連携の取りやすいカタチであるべきです。文面では市の考えに私立学校が従うような関係性に受け止めてしまいます。重点項目の優先順位が違うように私は思います。</p> <p>そしてここからは施策について私の意見を述べさせていただきます。「5 いじめの防止等のための施策」とありますが、発生時の対応の間違ひではないでしょうか？いじめを少しでも減らしていくという施策でははっきり言ってありません。いじめを無くしていくために必要なことは、「善悪の正しい認識」「ディベート」「協調性」「親和性」「共感・共有」などの教育です。つまり正しい認識と知識になります。そういったジャンルの道徳的教育の推進が、結果としていじめの防止につながりモラルの向上にも繋がることになります。しかし、課題は以下です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育時間の確保</li> <li>・地域・社会・保護者の関心と理解を高い意識で獲得しなければならない</li> </ul> <p>そのために、市は大々的に時間と金銭を投入しなければならないということもあるでしょう。</p> <p>しかし、社会問題である「いじめ」に根本的に向き合うモデルケースとして、「手厚い対応」ではなく「いじめの起きない環境作り」に時間と費用を投じていただきたいと思います。そのうえで、発生してしまった事案については骨子案のような対応をしていただかないと困ります。</p> <p>今回拝見した骨子案は、いじめ発生時の対応案であり防止案ではないと考えます。今一度熟考の程、ご検討された方が良くと思います。</p>	<p>c tサミット」の開催に加え、令和5年度からは新たにCAPあさひかわと連携した人権教育プログラムによるワークショップ等を実施するとともに、今後改定を行う旭川市いじめ防止基本方針にも反映してまいります。</p>
8	<p>令和3年2月の事案について、学校側①危機意識の不足と欠如、②生徒に寄り添う姿勢の欠如、③職場内での事態の共有とチームワーク不足、④管理職の取組不足</p> <p>教育委員会①危機意識の不足と欠如、②生徒に寄り添う姿勢の欠如、③職場内での事態の共有とチームワーク不足、④管理職の取組不足、⑤学校に対する指導力不足、⑥縦割の行政の弊害(報・連・相不足と事なかれ主義)</p> <p>市側①危機意識の不足と欠如、②生徒に寄り添う姿勢の欠如、③職場内での事態の共有とチームワーク不足、④管理職の取組不足、⑤学校に対する指導力不足、⑥縦割の行政の弊害(報・連・相不足と事なかれ主義)</p> <p>※これらを具体的に条例に列挙しなければ再発防止につながらないと考えます。①～⑥の反対を行えば防止になるのでは。全ての人の意識改革を！！</p>	<p>学校、教育委員会に対する御指摘については、真摯に受け止め、これまでのいじめ対応の課題を踏まえ、危機意識を持ち、組織的に対応するなど、子どもが安心して生活し学ぶことができるよう、いじめ対策に取り組んでまいります。</p> <p>また、令和5年度から市長部局と教育委員会が一体となっていじめの問題に対応できるよう、組織体制を強化しているところです。</p>
9	<p>本当にあってはならない起こってもならない辛い空しい出来ごとです。「骨子案」心して読みました。全般には良い内容と思います。ただ、少し書き足してほしいと思います。</p> <p>3責務と役割について</p> <p>(2)市立学校の責務のところ、教職員は、児童ひとりひとりの人格を最大限尊重しなければな</p>	<p>全ての児童生徒がいじめの防止や早期発見のための行動をとることができるよう、各学校における児童生徒が主体となったいじめ防止の取組を支援するとともに、市長部局と連携し新た</p>

	<p>らない。</p> <p>(3)児童生徒の心構えのところに、自らの「心」に問い、正直に勇気を持って語れるよう努力し、他者と…</p> <p>(5)市民の役割のところに、地域に有する学校との共有を図り、児童…</p>	<p>な相談窓口を設置するなど、児童生徒が安心して相談できる環境づくりに努めてまいります。</p> <p>条例の内容について、教育委員会・学校など、市全体で理解を深めるよう取り組んでまいります。</p>
10	<p>旭川市内の小学校に子供が在籍中で、イジメについて初めて親として色々経験しましたが、学校のいじめ防止基本方針も拝見しましたが、内容があまり変わらないと思います。そもそも何の為にこのようないじめ防止案があるのかすら疑問です。ただの紙切れで結局は学校自体、教育委員会も対策、対応は何も変わらないと思います。大きな重大ないじめに発展したから、対応が批判されたから焦ってやった所で何も変化は出来ないと思います。我が子の時も重大ないじめに発展しないようにとの事でしたが、子が親に訴え、親が学校、教育委員会に訴えましたが、充分な対応は一度もされた認識がありません。学校と教育委員会の連結も不十分だと思いますし、教育委員会は学校の判断に任せます。で何も対応すらしてくれませんでした。学校も円満に解決したい言い分はわかりますが、そもそも被害者側に対して寄り添う姿勢すら0だと感じます。日常的な暴力をその時に訴えても、学校ですら解決してくれない。様子を見て、1、2年後に過去の暴力含めて訴えても、事実確認が今更出来ない。だけでした。その当時の担任のまとめた時系列だけ聞いて判断しにくい。結局やられた側がいくら言ってもしっかりと調査すらしてくれないです。そもそも暴力があり、不登校や精神病にならなかつたら軽く捉えられるんですか？たいしいじめじゃないと認識されるんですか？何の為に子供たちを守る学校、教育委員会、市ですか？見てみぬふりして、充分な対応、調査もせず、親が訴えたら、モンスターペアレント扱い。そんな所に子供を安心して預けられません。だから、親が必死になるんだと思います。学校、教育委員会の他人に我が子の気持ちを軽く捉えられた事が許せません。散々やられて、爆発して反発しにいった我が子もいじめ認定されました。結局、我が子の問題は解決しないまま終わりました。私が初めて子供のいじめについて経験しましたが、世間一般的な意見のように、結局子供になにが起こっても、学校、教育委員会は何一つ守ってはくれません。このような案がいくら出来たとしても、現実には表向きだけで、現場ではやられた側の損なだけだと思います。こんな案じゃなく、小中学生関係なく、いじめ加害者に対するの対策を考え決めた方がいじめが少なくなると思います。</p>	<p>学校、教育委員会に対する御指摘については、真摯に受け止めるとともに、子どもが安心して生活し学ぶことができるよう、いじめ対策に取り組んでまいります。</p> <p>いじめがあった場合には、本条例等に基づき、学校が関係する児童生徒への支援又は指導助言を行うとともに、保護者との情報共有を丁寧に行ってまいります。</p> <p>このことについては、旭川市いじめ防止基本方針に記載しているところですが、条例制定後に予定している同基本方針の改定に際して、条例を踏まえ、見直してまいります。</p>
11	<p>生徒と生徒の間だけでのいじめに限定されている骨子だと感じました。毎年教育委員会から来る学校での体罰アンケートを見て毎年毎年思いますが、体罰が肉体的なものに限定されている事に不自然さを感じます。言葉の暴力も体罰と同じだと思います。先生から生徒への肉体的な暴力はほぼないのが現代の教育現場でしょう。しかし、実際かなりの数、言葉による暴力が横行して</p>	<p>児童生徒のいじめに向かわない態度を育むためには、教職員自らが人権意識を高め、児童生徒の人権に配慮した言動を徹底することが重要であり、今後も研修等を通じて、教職員の資質向上</p>

	<p>いないでしょうか。先生の言葉や態度で子供たち同士の関係も微妙に変化します。先生が個々を大事にして伸ばそうとしてくれているクラスでいじめは起きにくく、先生が言葉や態度であからさまに差別するようなことがみられると、いじめ発生の温床になっていくように感じます。先生も人間だから自分になびく子はかわいい、そうでない子はかわいくないかもしれませんが、先生が、いじめの加担者となっていることはありませんか？もしくは温床作りをしていませんか？先生の言葉の暴力が横行していませんか？「先生」の責任と自覚そして監視の目を持つような取組を骨子に盛り込んでもらいたいです。</p>	<p>を図ってまいります。</p>
1 2	<p>『いじめ』とは、何ですか？</p> <p>私は名称を『犯罪』に変えるべきと考えます。いじめと言い、軽いイメージにしていると思います。もし今大人の私に、今回の旭川の女子中学生におきた事件と、同じ事が起こったとしたら、私は警察に行きます。いじめなんかでは決してありません。これは犯罪です。これは、人を傷つける、心を壊す、人を殺すのと同じ犯罪なのだ、全員が理解する必要があると思います。</p> <p>どうぞ、宜しくお願いします。</p>	<p>本条例におけるいじめの定義については、いじめ防止対策推進法における定義と同様としていくところではありますが、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、同法に基づき、今後も警察と連携して対応してまいります。</p>
1 3	<p>責務と役割等の「(1)市の責務」の中で「教育委員会は、市立学校の教職員がいじめの防止等に迅速かつ的確に取り組むための環境を整備しなければならない。」と書かれていますが、具体的にはどのようにするのか見えてきません。</p> <p>「(4)児童生徒の心構え」の中、「児童生徒は、いじめが人権侵害であり決して行ってはならないことを理解し、いじめ防止の活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。」と書かれていますが、どのような啓発活動を行うのでしょうか。</p> <p>上記のようなことがいじめ防止条例の中に記載されていますが、この問題について学校側では月か年にいじめ対策などの課題について、会合などをもっているのでしょうか。それが行われていればこのいじめ問題も早い段階で見つけることが出来るのではないかと思います。それと、保護者、市民等、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等に取り組むと書かれてはいる中で、ここが上手く機能がしていないように感じます。この市民とはどのような方が入って結成されているのか知りたいです。</p> <p>旭川市いじめ防止条例骨子案での全体的なことをみると、もうすこし具体的に記載されるとよく理解ができるのではないかと考えております。</p>	<p>いじめの防止等のための環境整備については、令和5年度から教育委員会にいじめ対策に専属的に取り組む部署を設置するとともに、いじめの問題に対して、市長部局に設置されたいじめ防止対策推進部と一体的に取り組む体制を整備しているところです。</p> <p>また、学校においては、毎月、学校いじめ対策組織会議を定例開催することにより、いじめを見逃すことのないよう、情報共有や対処方針の検討を行うこととしています。</p> <p>児童生徒に対しては、既に各学校において「生命（いのち）の安全教育」や「いじめから人権を守る教育」等を実施しています。令和5年度からは新たにCAPあさひかわと連携した人権教育プログラムによるワークショップ等を実施します。これらの取組については、今後改定を行う旭川市いじめ防止基本方針に反映してまいります。</p>
1 4	<p>(仮称) 旭川市いじめ防止条例骨子案の全文を読むと、全体を通して、一般的な当たり障りの</p>	<p>令和5年度から市長部局と教育委員会が一体</p>

	<p>ない内容になっているという印象を受けました。一般市民，児童生徒として順守すべき条例を策定することは必要であると感じます。ただ，旭川市として徹底したいじめの防止といじめ発生時の対応をお考えであれば，旭川市の独自色（警察行政や司法の介入等）も含むものであっても，良いと感じました。もし，「4 いじめ防止基本指針」の中に旭川市の独自色となるような内容が含まれているのであれば，条例としては問題ないと思われます。</p> <p>ただし，いじめの重大事態として調査された事案に関するケースでは，個人情報保護を徹底できなかったという内容（ファクシミリ文面の流出）が含まれていたと記憶しております。そのため，条例上にいじめに特化又は限定した個人情報保護規定違反に関する罰則規定を設け，いじめ被害者・当事者双方に関する個人情報保護規定を一層強化する必要があると感じられました。</p>	<p>となっていじめ対応を行う組織体制を整備するなど，本市としての取組を強化しており，取組の具体については，今後改定を行う旭川市いじめ防止基本方針に位置付けてまいります。</p> <p>また，個人情報の保護については，個人情報の保護に関する法律に基づく対応を徹底してまいります。</p>
15	<p>1 総則</p> <p>(1)目的</p> <p>○ この条例は，いじめ防止対策推進法（略）第四条に基づくとともに，重大事態の発生を踏まえ，本市におけるいじめ防止等（いじめの未然防止，いじめの早期発見，いじめへの対処，被害児童生徒の保護および加害児童生徒に対する処分をいう。以下同じ。）に係る・・・。</p> <p>条例の目的が，防止に重点を置きすぎていて，被害児童生徒の保護に顔を向けていません。「いじめ防止対策推進法（略）の趣旨を踏まえ」となっていますが，条例を定める根拠を明記したうえで，被害生徒の名前を記し，旭川市民の永遠の戒めとすべきです。・・・学ぶことができる学校の実現に資する・・・社会の実現より先に「・・・学ぶことができる学校の実現」だと思います。</p> <p>(2)定義</p> <p>○ 市長 旭川市長をいう</p> <p>○ いじめ ……，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものまたは当該児童生徒以外の者から見て当該児童生徒が心身の苦痛を感じていると思われるものをいう。他人から見て「いじめ」と思われる場合も含めるべきです。当該児童生徒が脅迫されている等「心身の苦痛を感じている」と訴えられない状況もあり得ます。</p> <p>○ 市等 市長及び教育長をいう。</p> <p>「市」だけでは，市長のみと誤解されます。「教育委員会」では責任の所在が曖昧になります。</p> <p>○ 保護者等 親権を行う者（略），祖父母，兄弟姉妹，その他同居する者，教師，同級生，友人をいう。当該児童生徒の身近にいて「いじめ」を知り得る立場にある者全員を含める必要があります。</p> <p>○ 関係機関 警察，病院，当該児童生徒が在籍する学校以外の学校その他いじめ・・・</p> <p>「病院」はうつ病や障害等で通院する可能性があり，当該児童生徒が在籍する学校の児童生徒</p>	<p>条例制定の経緯等は，前文で示しているところです。</p> <p>いじめは未然に防止し，又，早期に発見・対処することが必要との思いに立って条例を制定しております。</p> <p>条例で用いる用語については，不明確にならないよう必要な定義をするなど，本市条例の例を基本として，分かりやすくなるよう整理してまいります。</p> <p>いじめの定義については，法と同一とした上で，いじめの疑いのあるものを含め，対応するよう規定しております。</p> <p>責務と役割等のうち，児童生徒に関する条項については，本市全中学校の代表の生徒が一堂に会する「生活・学習 A c t サミット」において，いじめの問題について協議した際の意見を踏まえて作成しており，義務ではなく心構えを表したものです。なお，条例の制定後，児童生徒への周知や理解を深めるため，児童生徒向けのリーフレットを配付し，各学校における条例に関する学習を実施してまいります。</p> <p>いじめ防止基本方針について，市の基本方針については，国及び道の基本方針の見直しがあ</p>

<p>だけがいじめに関与するわけではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談 本人、保護者等および市民等が対面、郵便、電話、SNS等により、学校、関係機関に「いじめ」と思われる事実を説明し今後の対応について指導を求める行為をいう。</li> <li>○ 通報 本人、保護者等および市民等が対面、郵便、電話、SNS等により、学校、関係機関に「いじめ」と思われる事実を訴え保護を求める行為をいう。相談と通報の違いを明確する必要があります。</li> <li>○ 匿名または偽名の禁止 相談または通報する者は氏名、住所、電話番号等を明らかにしなければならない。相談または通報した者には内容に責任を持たせるために匿名、偽名等を禁止する必要があります。</li> <li>○ 認知 相談または通報により市等、学校および関係機関が、いじめまたはいじめと思われるの事実が存在することを知ること。市等、学校および関係機関が、いつ、いじめまたはいじめと思われる事実があることを知ること大切なことです。</li> </ul> <p>3 責務と役割等</p> <p>(1)市等の責務</p> <p>(2)市立学校長の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道德教育の充実、相談先、通報先の明示 重大事態の発生は、道德教育が十分されていなければ起きなかったことと思います。「組織」を作るだけでは不十分で、具体的な担当者の職名を明示しなければ「適切かつ迅速に対処」にはできません。</li> </ul> <p>(3)保護者（親権を行う者（略）以外の者を除く）の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者（親権を行う者（略）以外の者を除く：以下同じ）は、その保護する児童生徒が・・・必要な指導を行うよう・・・。私の子供の頃は、親が子供のしつけをしていました。時には折檻され、学校に行けば先生が親の代わりです。どこにいても「怖い存在」がありました。いじめをするのは本人が悪いばかりでなく、親にも原因があるかもしれません。ここに記されている「必要な指導」とは何でしょうか。もっと具体的に記載すべきです。</li> <li>○ ・・・・、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校または市等に通報するよう努めなければならない。 「適切に当該児童生徒をいじめから保護する」とは具体的にどうするのでしょうか。これらができていれば今回のようなことは起きなかったと思います。もっと具体的に親の責務を記載すべきです。しかも、相談は任意であり責務ではありません。</li> </ul> <p>(4)児童生徒の心構え 削除 この内容は、学校が道德教育の一環としてすべきであり、児童生徒に強いるものではありません。</p>	<p>った場合も含め、必要に応じて見直しを行ってまいります。また、学校の基本方針については、児童生徒の実態やいじめ問題への対応状況等を踏まえ、毎年度見直しを行っていることから、条文の表現を修正するよう検討してまいります。</p> <p>関係する児童生徒への支援等については、旭川市いじめ防止基本方針に記載しているところですが、条例制定後に予定している同基本方針の改定に際して、条例を踏まえ、見直ししてまいります。</p> <p>いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得るものであって、痛ましい出来事が二度と起こらないよう、この条例を制定し、実効性を高めるよう取り組んでまいります。</p>
---	---



せん。第一、児童生徒は読まないと思います。

#### 4 いじめ防止基本方針

##### (1)市等いじめ防止基本方針

- 市等は、・・・三年間に一度市いじめ防止基本方針の見直しを・・・  
いじめも時代につれ変化していくと思います。「必要に応じて」ならその変化についていけません。

##### (2)学校いじめ防止基本方針

- 市立学校は、…を定めるものとし、一年間に一度見直しを行いその結果を市等に報告するものとする。  
市立学校は、不断に見直しを行い二度といじめが発生しないようにすべきです。

#### 6 重大事態への対処

##### (1)重大事態への対処

- 市立学校長は、・・・直ちに教育長を経由して・・・  
市立学校、教育委員会では責任の所在が曖昧です。
- ……できるようにするため、○○等の必要な支援を行うものとする。  
ただ「必要な支援」だけでは具体性に欠け、わかりづらいと思います。

#### 7 補則

##### (3)いじめ等をした児童生徒に対する処分

いじめをしたと認知された児童生徒は、遅滞なく（複数人の場合は一人一人別々に）転校させるものとする。

いじめをすることはイケない事であるくらいはみんな知っていると思います。悪いことをしたら利益にならないことを日頃からきちんと教えておき、その上で加害児童生徒を転校させ被害児童生徒の不利益にならないようにするべきです。

被害児童生徒は、精神的にかなりつらい思いをしていると思います。不登校にでもなれば何の罪もないにもかかわらず、一生を棒に振ることになりかねません。そういう事態から一日も早く救うために、被害児童生徒が加害児童生徒へ意趣返しをすることを未然に防止のためにも加害児童生徒（と思われる児童生徒を含む）を遠ざけるべきだと思います。

※赤字は、私の意見です。その下に簡単な説明を書いております。全体的に用語の使い方が曖昧です。例えば、(4)児童生徒の心構えの3項目目「○児童生徒は、いじめを受けた場合や・・・、速やかに、学校、保護者、・・・」となっていますが、(2)定義によると児童生徒は小中学生を指しているにもかかわらず、学校は、高等学校及び特別支援学校を含んでいます。この場合「在籍する市立学校」とでもするのが良いと思います。

	<p>重大事態の発生を切っ掛けとして条例を制定するにもかかわらず被害児童生徒をどのように保護するか、にも重大な精神的問題を抱えているかもしれない加害児童生徒をどのように支えるか、にも言及されていません。基本理念は、そこらへんに転がっている美辞麗句を集めてきて適当に組み合わせただけで、教育長、学校長と言うと責任が伴うためか教育委員会、学校という抽象的な言葉でごまかしています。児童生徒が一番頼りにするはずの担任教師の顔が見えないのも気がかりです。</p> <p>前文に書かれている通り、いじめは「いつでも、どこにでも、誰にでも」起こり得るものです。皆さんの子や孫が被害児童生徒や加害児童生徒になり、皆さん自身が保護者等にならないとは限らないことを念頭に置いて被害生徒の無念な気持ちを汲み、被害生徒の身になって作成してください。「百聞は一見に如かず」と申します。市内の高校の演劇部に依頼して被害生徒をモデルとした劇を作り、各学校で公演してもらおうと、どんな条例よりもいじめ防止の効果があると思います。</p>	
16	<p>条例骨子案よく理解できます。</p>	<p>御意見については、同案に御賛同いただいたものと考えております。</p>
17	<p>いじめ防止条例は良いと思いますが、その条例が出来てもいじめはなくなりません。</p> <p>私は約40年間、仕事以外で子ども達を5歳～高校生迄、武道の道場にて500名程、扱って来ました。また20年間、市民委員会の役員としてやっている経験から話をさせていただきます。いじめはまず家庭での子育てから来ています。世の中は人は一人では生きて行けない、他人と助け合って生きる事と、また、協力、感謝する心をしっかりと教えていない。人と人の交わりは、まず町内会のお付き合いから始まります。町内会の加入率が50%を切っています。下校途中、子ども達を見守って下さいと学校から回覧が来ても、どこの子どもか分からない、声を掛けると逃げ出す子もいます。ある学校の校長先生に、私たちは保護者に会う機会がないので、学校の参観日などで、保護者に子どもを見守ってもらう為には近所の人と仲良くして協力が必要だと町内会への加入を進めて下さいとお願いしましたら、教育委員会から言われないと出来ませんと断られました。いじめを無くすのは、まず半分は自分の幸せを半分は他人の幸せを考えるような人になる事と命を大切にする事を家庭教育で教えなければなりません。それが旭川は零細小企業が多く所得が低く母親も必死で働き疲れて帰って来るので、子どもとの会話がなくなり、中学生ぐらいになると、子どもの心が見えなくなってしまう。保育園から始まり他人に預けて育ててもらおうと思っている親が多く見受けられます。それでは親と子の愛情が薄くなります。ですから子供が親を殺す事件もおきています。また離婚も増えているようですが、その犠牲は子ども達にきます。全国的に青少年の障害事件も多く発生しています。旭川市も大変ですが、まず町内会加入をどう進めていくか、また学校教育も失礼ですが先生も教育者では無くサラリーマン化している</p>	<p>道徳教育の推進など、いじめの未然防止に関する御意見については、旭川市いじめ防止基本方針の改定や基本方針に基づく具体的な方策の検討に生かすなど、今後の取組の参考といたします。</p>

	<p>ように見受けます。勉強も必要ですが、挨拶・感謝・協力にも重点を置いた教育をして頂きたい。思ったことを言わせて頂きまして申し訳ありません。乱筆乱文にて失礼します。</p>	
18	<p>旭川市いじめ防止条例骨子案には、いじめた側の事がないと思われます。ネット記事を読んで、いじめた子たちの話にいじめた意識がない事があります。いじめた側をまず学校から離す（一時出席停止）</p> <p>①いじめを見た子たちが学校へいじめの報告がしやすくなる  ②いじめを受けた子も話しやすくなる  ③いじめた子と学校関係者以外が話を聞く  ④いじめを受けた子も学校関係者以外と話をする</p> <p>※学校関係者は先入観があり、正しく話を聞けない可能性があると思われます。  これ以上子どもたちが苦しまないように、大人が本気でいじめなどに取り組んでいただきたいです。児相が大変と思う事が多々あります。児相の前に子どもたちが避難できる場所があるといじめた子を預けられるのではないのでしょうか。</p>	<p>加害児童生徒に対する出席停止制度等の措置については、いじめ防止対策推進法第26条に基づいて対応してまいります。</p> <p>また、いじめ行為を受けたり、その状況を発見したりした児童生徒等が学校関係者以外の第三者に相談できる環境については、令和5年度から市長部局による新たな相談窓口の設置やいじめ相談アプリの導入などの取組を進めているところであり、今後改定を行う旭川市いじめ防止基本方針にも反映してまいります。</p>
19	<p>1 条例制定の背景と前文について  いじめの重大事態発生により、(仮称)旭川市いじめ防止条例を制定するものです。となつて  いるが、現在の児童生徒を取り巻く社会情勢により、いじめ問題が発生していることを追加する。  【児童生徒を取り巻く社会情勢】  半世紀前の日本では、2～3世代の家族構成により、家族同士と地域がいたわり助け合つて生活  を営んでいたため、社会問題となるいじめは発生していなかった。近年は、少子化と核家族並  びに共働き世帯・片親世帯が多く、また家族間のコミュニケーション不足とスマホ所持並びに児  童生徒の教育は学校まかせの傾向となっている。更に、社会に対しての自己権利意識が強く、自  分だけ良ければという風潮により、他の人への思いやりの心と自分は多くの人達の働きと助けに  よつて日々生活出来ていると思う人達が減少している。これらの、児童生徒を取り巻く社会情勢  により、いじめ問題が発生していると思われる。</p> <p>2 責務と役割等における保護者の責務  いじめにはインターネットを通じて行われるため、スマホは親子でルールを決めて使用するこ  とを追加する。</p> <p>3 いじめの防止等のための施策  いじめをした児童生徒の支援等の項目を追加する。追加内容は、いじめ防止教育・罰則等が必  要である。</p>	<p>前文については、御意見を踏まえ、修正するよう検討してまいります。</p> <p>また、インターネットの使い方や、いじめをした児童生徒への支援については、旭川市いじめ防止基本方針の改定や基本方針に基づく具体的な方策の検討に生かすなど、今後の取組の参考といたします。</p>
20	<p>いじめが起きてしまつてからの条例だけでは無く、いじめをする加害者の抑止になるように加</p>	<p>加害児童生徒に対する出席停止制度等の措置</p>

	<p>害者となった場合の罰則も必要だと思います。例えば、いじめを行った場合、一週間の登校停止とし、その後、登校しても一カ月はクラスに戻ることは出来ず別室にて個人のみで自習する。程度により（被害者が希望すれば確実に）転校させられる事等。反省文を書かせて、みんなの前で読み上げ謝罪させるという様な項目も作成すべきだと思います。実際、同じ立場にならないと相手（被害者）がどれ程の苦痛と心の精神状態だったかは理解できません。同等の痛みを感じるくらいの罰を身を持って経験し反省するよう指導してください。二度と重大事態の発生のような悲しい残虐な事件が起こらない為に旭川市としてしっかり取り組んでいただきたいと思います。</p>	<p>については、いじめ防止対策推進法第26条に基づいて対応するよう旭川市いじめ防止基本方針に記載してまいります。</p>
<p>21</p>	<p>1 本条例案(3)の目的は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条の四」で定められている「総合教育会議」や、「いじめ防止対策推進法第二十二条」で定められている「学校いじめ対策組織」によって果たせる</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条の四で定められている「総合教育会議」では、「児童、生徒等の生命又は心身に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」について協議調整することが出来る。</p> <p>また、いじめ防止対策推進法第二十二条で定められている「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」では、「複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」とされている。したがって、これらの会議や組織によって、本骨子案(3)の目的は果たせる。</p> <p>2 今ある権限を最大限行使せずに（総合教育会議を積極的に開催せずに）新たな権限を求めることは、道理に反する</p> <p>今津寛介市長は、マスコミに対し、当時の学校・教育委員会の対応や、第三者委員会の対応について、度々不満を漏らしていたが、旭川市長に就任した2021年9月26日から報告書が答申された2022年9月12日までの間に、たったの3回しか総合教育会議を開催していない。今ある権限を最大限行使せずに、新たな権限を求めることは、道理に反する。</p> <p>3 本骨子案(3)に記載されている内容は、教育基本法第14条第2項の「教育の政治的中立」と、教育基本法第16条第1項の「教育の独立」に抵触する</p> <p>市教委職員の市長部局所属は「教育の政治的中立性」を損なわせるものである。何故ならば、特定政党に属する市長が「市教委」の上司となり、上意下達的な作用によって、道徳という「教育全体に関わる価値基準」に対し、不当な干渉を与え得るからである。市教委の道徳の評価基準に行政の不当な干渉が及べば、学校現場も間違いなく其の影響を受ける。行政と市教委が一体であるかのような状態となり、学校の立場が弱くなるからである。</p> <p>また、学校が「いじめとは言えない」と評価した事案において、「いじめの被害を受けたと訴えている生徒が受けた行為」が「社会通念上のいじめといえるか否か」の評価を要する場合、市</p>	<p>本条例は、学校と教育委員会間のみならず市長部局とも情報を共有し、緊急の場合に限ることなく、一体となっていじめの未然防止や早期発見、早期対応に取り組み、いじめから子どもの生命と尊厳を守る施策を推進するために、総合教育会議における協議も行って定めることといたしました。</p> <p>是正勧告については、いじめを受けた児童生徒やその保護者等から相談等があった事案について、学校がいじめ防止対策推進法等に基づくいじめの認知やいじめへの対応を適切に行っていないと認められる等の場合に、市長が学校や教育委員会に対し、法に基づく適切な対応を行うよう文書で要請するものであり、その位置付けは、旭川市行政手続条例に基づく行政指導として実施するものです。</p> <p>行政指導の内容はあくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであり、行政処分のように相手方に義務を課したり、権利を制限したりするものではなく、また、教育の政治的中立性を侵害するものではないと考えております。</p> <p>なお、是正勧告の運用に当たっては、専門家への意見聴取を行うなど、公平性・中立性の確保を図るほか、是正勧告の要件や内容、その他運用手</p>

	<p>長が指揮する「市長部局」が、自らの（道徳）評価基準に基づいて「いじめである」と評価し、その評価に基づいて、学校に「いじめとしての対応」を求めることも、「学校の道徳教育に対する不当な支配介入」に他ならない。</p> <p>そもそも、行政職員が校長権限を脅かして、個別のいじめ事案に直接介入する状態となって「教育権が独立している」と評価することはできない。また、「教育全体について介入しているのではなく、個別の事案について介入している」と宣言したとしても、教育全体に関わる問題に介入していないことにはならない。今ある権限を行使せず新たな権限を求める其の目的も「学校にプレッシャーを与える政治的なパフォーマンスをすることにある」としか評価出来ない。また、「是正勧告」という「行政指導」が学校教育に与える影響も決して小さくはない。</p> <p>4 本骨子案(3)に記載されている「勧告」を市教委が無視した場合に、どのような対応が予定されているのか不明</p> <p>「勧告」とは、「行政指導」の一種であり、行政機関が、相手方の任意の協力同意を得て、その意思を実現しようとする行為であって、法的拘束力をもたない非権力的行政作用であるとされている。しかしながら、実際には、相手方の任意性を失わせる心理的圧迫行為（行政指導に従わない学校や職員の氏名を制裁的に公表すれば、オンライン報道によって深刻なネットリンチが起きたように、職員のみならず生徒にも重大な不利益を与える蓋然性が高い。本骨子案作成者は、この点について、全く説明をしていない。</p> <p>5 本骨子案の前文に「二度とこのようなことが起こらないよう、これまでの取組を見直すとともに、市が問題の解決に取り組む組織体制を構築するなど、いじめの防止等の対策を抜本的に改めることとしました。」との記載があるが、2019年以前に本骨子案が条例として制定されていたとしても、「いじめの重大事態として調査されたいじめ事案」における「いじめ認知の漏れ」が防げたとは思えない</p>	<p>続について具体化するなど、適正な運用が行われるようにしてまいります。</p>
2 2	<p>旭川市いじめ防止条例骨子案に対して、以下の3点を加えていただくことを提案いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもたちを守るための主体は私たち市民であるということを明記する（他人事ではなく、自分事として捉えられるようにする）</li> <li>○いじめの認知、法の理解の徹底のため、毎年定期的に研修を実施する（いじめを未然に防ぐことができるようにする）</li> <li>○子どもが相談しやすくするため、毎年定期的にアンケート調査を実施する（いじめを早期に見つけて迅速に対応できるようにする）</li> </ul> <p>これら3点を具体的に骨子案に反映するために、追記あるいは変更する部分を、滋賀県大津市、岐阜県岐阜市、大阪府寝屋川市の条例を参考にして「 」内に記しました。</p> <p>2 基本理念</p>	<p>基本理念については、表現を修正するよう検討します。</p> <p>また、定期的な教員研修としていじめ防止対策研修会を実施するとともに、児童生徒を対象としたアンケート調査をこれまでの年2回から3回に増やすなど、学校と教育委員会における取組を強化していることに加え、令和5年度から、児童生徒を対象としたストレスチェックを行い、児童生徒が抱えるいじめ以外にも含めた悩み等の把握に取り組むこととしております。</p>

<p>○いじめ防止等の対策は、いじめが、児童生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、「市及び市立学校並びに教職員、保護者、市民等全ての大人は、子どもたちが安心して学びに向かうことができる教育の環境を整える責務や役割を負い、」全ての児童生徒が安心して生活し、学ぶことができるよう、学校の内外を問わずいじめが「行われなくなる」ようにすることを旨として「行われ」なければならない。」</p> <p>(⇒全ての児童生徒が安心して生活し、学ぶことができるよう整備する主体の記載がないため、主語を明記する。いじめは「行われたい」ではなく「行われなくなる」とする。)</p> <p>○いじめの防止等の対策は、いじめをうけた児童生徒の「生命、身体及び財産」を保護することが特に重要であることを認識し、「誰一人孤立させないために、それぞれの大人が当事者であるとの認識に立ち、」市、市立学校、保護者、市民等、関係機関「が主体的に連携し」、児童生徒の苦痛を積極的に捉え、いじめに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p> <p>(⇒いじめの防止等の対策は、社会全体が当事者意識をもって、主体的に取り組むことを明記する。)</p> <p>3 責務と役割等</p> <p>(1)市の責務</p> <p>○教育委員会は、「毎年いじめを防止するための教員研修を実施し、」市立学校の教職員がいじめの防止等に迅速かつ的確に取り組むための環境を整備しなければならない。</p> <p>(⇒教職員の法の理解を定着させるため、毎年教育研修を実施することを明記する。また、旭川市として、いじめ防止月間やいじめ防止週間を設け、いじめを防止するための啓発活動を旭川市民に対して実施する。)</p> <p>(2)市立学校の責務</p> <p>○市立学校は、当該学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置くとともに、保護者、市民等、関係期間との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止「及び早期発見」に取り組まなければならない。</p> <p>(⇒いじめの防止「等」ではなく、「早期発見」と明記する。)</p> <p>○市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該学校におけるいじめの防止等の対策組織において、「いじめの事実の確認をし、」適切かつ迅速に「対応」しなければならない。</p> <p>(⇒「ふざけているだけ」などとして認知を避けることのないよう、事実確認をすることを明記する。)</p> <p>○市立学校は、「児童生徒に対して定期的な調査その他必要な措置を講じ、」市が実施するいじめ</p>	<p>いじめの防止のための教育や児童生徒の主体的な取組などを含め、これらの具体的な施策や取組については、今後、改定を行う旭川市いじめ防止基本方針に反映してまいります。</p>
--	---

	<p>の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。  (⇒早期発見のために定期的な調査を実施し、事実確認することを明記する。)</p> <p>5 いじめの防止等のための施策</p> <p>(1)相談体制等の整備</p> <p>○市立学校は、いじめ防止のための教育を毎年行い、児童生徒が主体的にいじめの防止に向けた活動を行うことができるよう支援及び指導する。  (⇒「市は」という項目だけでなく、「市立学校」を主体とした取組みも明記する。)</p> <p>(2)いじめを受けた児童生徒の支援等</p> <p>○市立学校は、いじめを受けた児童生徒の立場に寄り添い、その安全を確保するとともに、加害生徒に対して事情を確認し、適切に指導しなければならない。  (⇒いじめ相談を受けたときの「市立学校」の対応を明記する。)</p> <p>孤立と差別がいじめの根っこにはありますから、そこを汲み取り、旭川市のすべての子どもたちが、安心して生活し、学ぶことができるようにするため、私たち大人がどうすればよいかを、行政が本気で条例に織り込んでいただきたい。二度と旭川でこのような痛ましい事件が起こらないようにするため、この教訓がこれからの未来にも引き継がれ、実施し続けていくための、具体的な条例となりますよう、よろしくお願いいたします。</p>	
23	<p>スピード感のある対応ができる仕組みをつくること、これまでの対応を謙虚に反省し、いじめについて市民全体で共有しようとするのは良い事だと思います。</p> <p>市長の権限については、現行制度に照らし、どこまで可能なのか、しっかりリーガルチェックする必要があります。条例では、「是正勧告等」で示していますが、対応において、教育委員会の姿が見えません。教育委員会を信用していないようにも感じられます。学校を所管する教育委員会を機能させてスピード感をもって対応することが大切だと思います。</p> <p>条例や計画をつくることにエネルギーを費やし、その後の具体的な取組が不十分にならない様、子どものことを第一に考え、条例を踏まえた持続的で地道な取組を期待します。</p> <p>犯罪になる行為は、警察と連携することが重要だと思います。</p>	<p>いじめ事案への対応に当たっては、いじめの初動段階から、学校・教育委員会・市長部局が情報を共有し、一体となって、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図ることが重要と考えております。</p> <p>そうした中で、学校や教育委員会に相談しても問題解決に至らない場合等への対応として、学校がいじめ防止対策推進法等に基づくいじめの認知やいじめへの対処を適切に行っていないと認められる等の場合に、市長が学校や教育委員会に対し、法に基づく適切な対応を行うよう「是正勧告」を行うことができる規定を整備するものです。</p> <p>なお、是正勧告の運用に当たっては、専門家への意見聴取を行うなど、公平性・中立性の確保を図ってまいります。</p>

		<p>教育委員会においては、令和5年度からいじめ問題に専属的に対応する部署を設置し、組織体制を整備しております。</p> <p>また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、今後も警察と連携して対応してまいります。</p>
24	<p>まず、この度はいじめ防止条例を作成するために動いて下さり、誠に有難うございます。旭川市民として、また子どもを持つ親として、市内の中学校で起きたいじめ事件に深く心を痛めております。このような痛ましい事件が二度と起こることがないように、再発防止に努めていただきたいと強く願います。</p> <p>さて、条例に関して提言があるので以下に記します。</p> <p>私は、動物実験や遺伝子組換え実験の教育訓練を実施する側として仕事に携わってきました。これらの実験は法令や学内規程の縛りを受けることから、実験実施者は定期的な教育訓練が国から義務付けられています（法令や規程の中に訓練の実施が明記されています）。このようになった背景には、全国で動物虐待や法令違反・事故（動物の愛護及び管理に関する法律やカルタヘナ法）が相次いだからです。</p> <p>今回の旭川市のいじめ防止条例についても、どうか教員や生徒が条例の内容を十分に理解できるように、教育訓練（講習）を毎年実施することを条例の中にはっきりと記載して下さい（「普及啓発」の項目を条例内に設ける）。何故なら、いじめ防止条例を設置しただけでは、本当の意味でのいじめ防止には繋がらないからです。経験的に、毎年教育訓練（講習会）を実施したとしても、現場に浸透するまでには「最低でも3年」は掛かります。いじめ防止条例を設置して終わるのではなく、旭川市民と市内の学校に定着するように継続的に働きかけて下さい。このことを旭川市民として強くお願いします。</p> <p>いじめ防止条例の普及については、例えば、人権週間（12月4日から10日）などを利用して、この条例の内容を旭川市民に広く伝えることが良いかと思います。動物実験に関して言えば、動物愛護週間に、実験動物の慰霊式を行うことが全国の動物実験を行う大学等で習慣となっています。旭川市民にいじめ防止条例の内容を定着させるための具体的な方法の提案も是非お願いいたします。今回の市内の中学校のいじめ事件によって、旭川市の信用は著しく低下しました。旭川市と旭川市民の信頼回復のためにも、旭川市がいじめ問題について積極的に取り組んでいることを発信することが極めて重要です。その意味でも「普及啓発」の項目を条例内にしっかりと明記して下さい。</p>	<p>教職員の研修については、令和4年度から定期的な教員研修として新たに開催しているいじめ防止対策研修会等において、本条例や条例に基づく取組について教職員の理解の深化を図るとともに、今後改定する旭川市いじめ防止基本方針にも反映してまいります。</p> <p>また、条例に関する学習の実施や児童生徒向けリーフレットの配付など、児童生徒や保護者等への普及啓発に取り組んでまいります。</p> <p>なお、条例の対象となる学校については、各学校が果たす義務等について規定していることから、本市が所管する小中学校としているところですが、その他の学校の児童生徒や保護者等からいじめの相談等があった場合には、相談者に寄り添い、相談対応を行うほか、相談内容等について、当該の学校の設置者に対し速やかに情報提供するとともに、問題解決に向けた支援を行ってまいります。</p>



	<p>最後に、この条例の適用範囲をもっと明確にすべきだと思います。市立学校に限定するのではなく、広く、教育機関（旭川市内にある専門学校や大学等も含む）に適用していただきたく存じます。というのも、条例に抜け道を作ってしまったら、せっかく条例を作っても機能しなくなるからです（性悪説で対応して下さい）。いじめを行うことが人としていかに恥ずかしく、愚かな行為であるかを旭川市民に周知徹底させて下さい。そして、旭川市として、これ以上のいじめの犠牲者を出さないで下さい。何卒よろしくお願い申し上げます。</p>	
25	<p>早い解決を願う、市民であり小学生の子供を持つ母であり、父親が教員だったこともあり今回のいじめ事件は他人事だと思っております。</p> <p>話が逸れるような切り出し方なのですが、産休がとりやすくなるために大手企業では、産休者への支援よりも、まずは産休者が出たことで、その人の仕事を負担する現場の人間のお給料に一定の報酬がプラスされるというやり方を導入しているそうです。負担増の社員のモチベーションが下がることなく、あの人の分も頑張ろうとなっているそうです。</p> <p>戻ると、条例案が該当生徒へ向いているのはありがたいことですが、現実的に、負担が増えて適切な対応ができない教員を保護するべきと私は思っております。先生が頼れる専門の担当者がある（現在いる？）も含めて保護者への周知、早期の導入、導入されているのならば更なる改善をと。大学卒業したての若々しい先生がこの問題に直面するかもしれません。適切に動けるとは到底思えません。中学生の子供を持つ知り合いは、「中学生のクラスLINEグループを一日放置すると、未読ラインが1000件あったよ。頭がおかしくなりそう」と教えてくれました。一日で情報が溢れてしまう状況で子供は生きていて、先生一人で、日常の業務をこなしながら、いじめ問題に取り組むのは無理だと思います。母親たちもわかりやすい方が安心します。</p> <p>また、迷惑ユーチューバー、右翼団体が学校の周りへ来ること、該当先生(?)や加害者(?)の自宅を突然訪問、ネット上に動画をアップする、という行為を放置するのは、いじめと同等の行為だと思っております。もっと厳しい対応を早急に。と思います。この数年全く何もならないのが不思議です。</p> <p>最後に、条例が、旭川市長へ旭川市長へと市の出来事ですからそういう文章になるのは仕方ない、市長に責任が最後に行くのは当然かと思えます。が、市長公約に、統一教会の目指す、家庭教育支援を掲げている以上、子を育てる親としては、信頼はゼロに近いです。現場の人に頑張ってほしいです。</p>	<p>教職員がゆとりを持って児童生徒と向き合い、いじめ問題への対応を含め効果的な教育活動を行うことができる環境づくりのため、旭川市小中学校働き方改革推進プランに基づき、各学校における業務改善等に取り組むとともに、教育委員会として必要な環境整備を進めてまいります。</p> <p>情報モラル教育については、各学校における日常的、計画的な取組を継続するとともに、令和5年度から全小中学校において新たに「SNSの適切な利用に係る学習」を実施し、児童生徒の発達段階に応じた指導を充実するとともに、今後改定する旭川市いじめ防止基本方針に反映してまいります。</p> <p>なお、家庭教育の支援については、教育基本法第10条において規定されているところです。</p>
26	<p>いじめの定義について</p> <p>表現がとても分かりにくく、小学生でもわかる言葉で定義しなければ、意味がないと思います。自分がいじめられているという心理的な認識がない段階でも、金品や財産を奪うなどの、はたから見ればいじめに該当するような場合や、本来警察などに相談しなければならない、犯罪的なもの</p>	<p>本条例におけるいじめの定義は、いじめ防止対策推進法における定義と同様としているところですが、各学校において、児童生徒がいじめの定義についての理解を深められるよう条例に関</p>

	<p>のが含まれることもありうると思います。せつかく条例を作るのでしたら、法律よりも少しわかりやすく、具体的表現にすべきと思います。</p> <p>基本的理念について</p> <p>いじめが行われないようにするばかりでなく、いじめが起こらないようにする環境づくりも大切だと思います。病気もそうですが、早期発見、早期解決ではなく、予防が一番大切です。いじめを行ったあるいは受けた子どもの問題だけではなく、いじめが起きる環境にしてしまった大人の責任もあると考え、子どもを守るために、大人も積極的にかかわることが大切ではないでしょうか？</p>	<p>する学習を行ってまいります。</p> <p>本条例では、市民の皆さんにも、児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりをしていただけるようお願いしてまいります。</p>
27	<p>「いじめが児童生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害である」と記載があるが、こどもの権利条約に掲げられている「こどもの権利」に言及されていない点が気になりました。いじめや差別などは子どもの権利に深く関わる問題であり、生まれながらにもっている自らの権利について学び、お互いに他社の権利を尊重しあうことを学ぶことも必要になるのではないのでしょうか。子どもの権利を守ることの、その中身の理解については是非強調して明記した方が良いのではないかと思います。</p> <p>また、条例にはいじめがどんな権利侵害にあたるか、保護者の責務の箇所等、わかりやすく説明した内容も織り込んだ方がよいのではないかと思います。そのうえで、リーフレットの作成などで広く周知いただきたいと思います。</p> <p>また、相談体制等の整備（スクールソーシャルワーカーも含め）に当たっては、ソーシャルワーカー専門職を活用いただきたい。教育では様々ないじめがあることは把握していることと思いますが、子ども達がいじめなどを行う・被害を受ける背景には複合的な要因が考えられるとも言われています。ソーシャルワーカーは関係機関との連携・調整、環境問題への働きかけ等々を行う専門職であり、子ども達が身近に相談が出来る専門職として、配置の検討をいただきたいと思います。</p>	<p>いじめは人権侵害であり、決して行ってはならない認識の下、互いの人権を尊重し、思いやりを持って接することができるよう、各学校において、自他の人権を尊重する態度を育む教育を充実するとともに、条例に関する学習の実施や児童生徒向けのリーフレットの配付など、条例の普及啓発等にも取り組んでまいります。</p> <p>なお、相談体制等の整備については、令和5年度から設置された市長部局のいじめ防止対策推進課にスクールソーシャルワーカー等の専門職が配置されており、いじめの問題に教育委員会と一体的に取り組むこととしているところで</p>